

資料編

資料
編

1. 第3次葛飾区地域福祉活動計画策定委員会

(1) 第3次葛飾区地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(設 置)

第 1 条 平成 24 年 3 月に策定された「第 2 次葛飾区地域福祉活動計画」の計画期間満了に伴い、今後の地域福祉の将来像を展望し、時代の要請に的確に対応した計画的・具体的な活動を推進するため、葛飾区社会福祉協議会（以下「社協」という。）内に、第 3 次葛飾区地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を検討し、その結果を社協会長に報告する。

- (1) 第 3 次葛飾区地域福祉活動計画（以下「計画」という。）の策定に関すること。
- (2) その他計画策定に必要な事項。

(委員会の構成)

第 3 条 委員会は、次に掲げる者のうちから、社協会長が委嘱または任命する委員 20 名以内をもって構成する。

- (1) 社協役員
- (2) 自治町会代表
- (3) 民生委員児童委員代表
- (4) 学識経験者
- (5) 保健・医療機関代表
- (6) 社会福祉施設代表
- (7) 障害者団体代表
- (8) 高齢者団体代表
- (9) 青少年育成地区委員会代表
- (10) ボランティア代表
- (11) 東京都社会福祉協議会職員
- (12) 葛飾区職員
- (13) 公募区民

2. この委員会に委員長 1 名及び副委員長 1 名を置き、委員長には学識経験者、副委員長には社協役員（会長）が就任する。

(会 議)

第 4 条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2. 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

(作業委員会の設置)

第 5 条 委員会が必要と認めた場合は、作業委員会を設置することができる。

（関係者の出席）

第 6 条 委員会が必要と認めるときは、作業委員会の委員並びに関係者の出席を求め、説明及び意見を聞くことができる。

（費用弁償の支弁）

第 7 条 この委員会の委員並びに作業委員会の委員、第 6 条に規定する関係者については、「役員等の費用弁償に関する規程」を準用し、費用弁償を支給する。ただし、葛飾区関係職員並びに社協事務局職員である者を除く。
なお、学識経験者委員については、別途、報償費を支弁する。

（事務局）

第 8 条 委員会の事務局は、社協内に置く。

（設置期間）

第 9 条 この委員会の設置期間は、会長あてに報告がなされた時までとする。

（委 任）

第 10 条 この委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成 28 年 2 月 1 日から施行する。



(2) 第3次葛飾区地域福祉活動計画策定委員会委員

任 期：平成 28 年 2 月 1 日 ～ 平成 29 年 3 月 31 日

◎ 委員長 ○ 副委員長

推 薦 団 体	氏 名	備 考（役職等）
葛飾区社会福祉協議会	○ 秋 山 精 一	会 長
	岩 城 堅 司	前副会長
	星 野 伊三郎	副会長
葛飾区自治町会連合会	堀 越 克 夫	幹 事
	岡 田 明 夫	幹 事
葛飾区民生委員児童委員協議会	小 林 隆 猛	会 長
	浅 野 幸 継	会長職務代理
学 識 経 験 者（明治学院大学）	◎ 河 合 克 義	社会学部教授
葛 飾 区 医 師 会	伊 藤 隆 一	副会長
葛飾区歯科医師会	根 岸 哲 夫	元会長
社会福祉施設 （社会福祉法人 仁生社）	星 保 之	水元在宅サービスセンター 所長
葛飾区障害者福祉連合会	塙 利 之	副会長
葛飾区高齢者クラブ連合会	伊 藤 葉 子	女性部部长
葛飾区青少年育成地区 委員会会長連絡協議会	井 上 利 一	総 務
かつしかVネット	佐 野 靖 子	会 計
東京都社会福祉協議会	井 口 綾 乃	地域福祉担当 主事 (平成 28 年3月 31 日まで)
	市 丸 直 美	地域福祉担当 主任 (平成 28 年4月 1 日より)
葛 飾 区（行政）	丹 保	福祉部長
公 募 区 民	浅 田 真 治	
	上 原 厚 美	
オブザーバー（洗足こども短期大学）	板 倉 香 子	専任講師

2. 葛飾区地域福祉活動計画作業委員会

(1) 葛飾区地域福祉活動計画作業委員会設置要綱

(設 置)

第 1 条 葛飾区地域福祉活動計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）設置要綱第 5 条の規定に基づき、葛飾区地域福祉活動計画作業委員会（以下「作業委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第 2 条 作業委員会は、次に掲げる事項を検討し、その結果を策定委員会に報告する。

(1) 葛飾区地域福祉活動計画の策定検討にあたり必要となる調査及び資料の収集・作成

(2) その他、策定委員会からの下命事項

(作業委員会の構成)

第 3 条 作業委員会は、次に掲げる者のうちから、社会福祉法人葛飾区社会福祉協議会（以下「社協」という。）会長が指名する委員 13 名以内をもって構成する。

(1) 学識経験者

(2) 葛飾区職員

(3) 社協職員

(4) その他

2. この作業委員会に委員長 1 名及び副委員長 1 名を置き、委員長には学識経験者、副委員長は社協職員をもって充てる。

(会 議)

第 4 条 作業委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2. 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

(関係者の出席)

第 5 条 作業委員会が必要と認めるときは、関係者の出席を求め、説明及び意見を聞くことができる。

(事務局)

第 6 条 作業委員会の事務局は、社協内に置く。

(委 任)

第 7 条 この作業委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成 28 年 5 月 20 日から施行する。

(2) 葛飾区地域福祉活動計画作業委員会委員

任 期：平成 28 年 5 月 20 日 ～ 平成 29 年 3 月 31 日

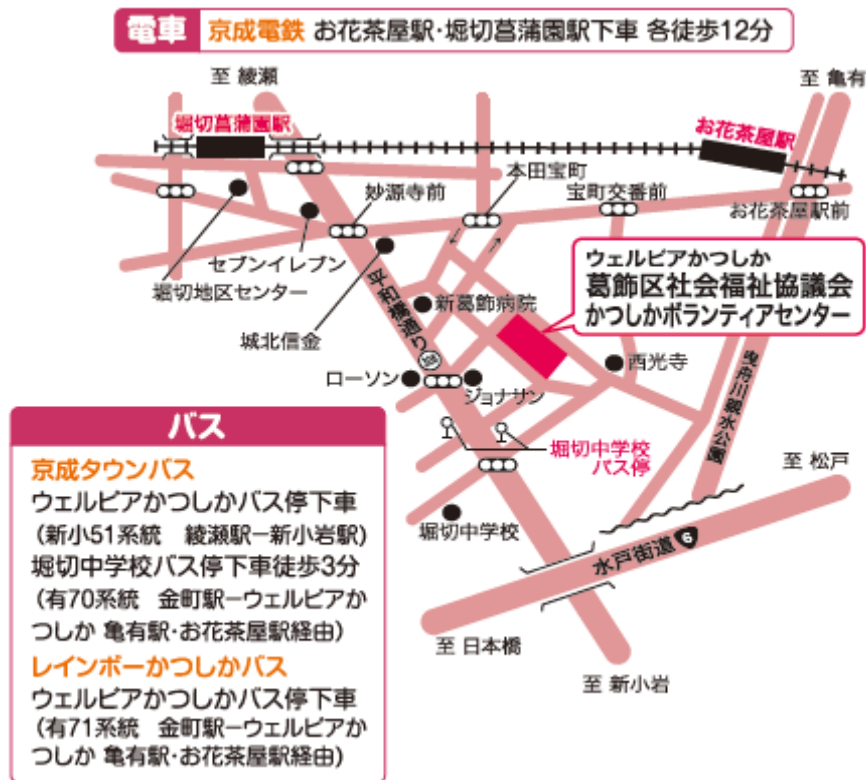
◎ 委員長 ○ 副委員長

所 属 団 体	氏 名	備 考（役職等）
学識経験者（洗足こども短期大学）	◎ 板 倉 香 子	専任講師
地域福祉活動団体	堀 越 克 夫	東立石地区連合町会会長
	岡 田 明 夫	堀切自治町会連合会会長
かつしか社会福祉士会	和賀井 英 雄	副会長
葛 飾 区（行政）	中 島 恵美子	福祉管理課企画係長
	渡 邊 渉	高齢者支援課管理係長
	半 田 栄 二	高齢者支援課介護予防係長
	須 子 賢 一	障害福祉課管理係長
	福 井 宏 和	育成課管理係長
葛飾区社会福祉協議会	○ 菱 沼 実	事務局長
	太 田 隆	企画総務課長
	高 田 泰 孝	福祉サービス課長
	田 浦 正 明	小地域福祉活動担当課長・ ボランティアセンター所長

3. 検討の経過

開催日	委員会名	議事内容等
平成 28 年 3 月 25 日(金)	第 1 回策定委員会	①葛飾区地域福祉活動計画（現行計画）の概要について ②第 3 次葛飾区地域福祉活動計画の策定検討方針について ③作業委員会の設置について ④今後の検討内容及びスケジュールについて
5 月 27 日(金)	第 1 回作業委員会	①第 2 次葛飾区地域福祉活動計画（現行計画）の概要について ②葛飾区における保健福祉関連計画の現状について ③第 3 次葛飾区地域福祉活動計画の策定検討方針について ④今後の検討内容及びスケジュールについて
7 月 27 日(水)	第 2 回作業委員会	①調査結果と地域課題について ②現行計画の成果及び今後の課題について
8 月 31 日(水)	第 2 回策定委員会	①調査結果と地域課題について ②現行計画の成果及び今後の課題について ③重点的に推進する活動と体系図について
9 月 30 日(金)	第 3 回作業委員会	①第 3 次葛飾区地域福祉活動計画(素案)について
10 月 21 日(金)	第 4 回作業委員会	①第 3 次葛飾区地域福祉活動計画（中間まとめ）について
12 月 5 日(月)	第 3 回策定委員会	①第 3 次葛飾区地域福祉活動計画（中間まとめ）について
平成 29 年 3 月 6 日(月)	第 4 回策定委員会	①第 3 次葛飾区地域福祉活動計画（最終案）について ②第 3 次葛飾区地域福祉活動計画 概要版(案)について

【葛飾区社会福祉協議会 マップ】



連絡先

葛飾区社会福祉協議会

電話 03-5698-2411(代表) F A X 03-5698-2513

ホームページ <http://www.katsushika-shakyo.com>



かつしかボランティアセンター

電話 03-5698-2511 F A X 03-5698-2512

ホームページ <http://vc.katsushika-shakyo.com/>



第3次葛飾区地域福祉活動計画

みんなで創り・育む・安心して暮らせる「わがまち葛飾」

平成29年3月

編集・発行 社会福祉法人 葛飾区社会福祉協議会

〒124-0006 葛飾区堀切3丁目34番1号ウェルピアかつしか3階

電話 03-5698-2411 F A X 03-5698-2513